

令和4年度9月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年9月26日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄
7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一
10番 石井 一 11番 川口 浩 12番 栗原 茂
13番 大舘 浩一 14番 石井 進 15番 水村 英紀
16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号9番 見澤幸一委員、12番 栗原茂委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字南永井字大帖です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,013平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は耕作地の確保のためです。権利事由は

売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字南永井字大峠の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,078平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は耕作地の確保のためです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上2件です。

議長： 申請番号1番及び2番について関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号1番及び2番について審議します。受人の営農状況及び本郷、日比田地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請地及び受人の南永井地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号1番及び2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番及び2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番及び2番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字駿河台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は600平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は営農型太陽光発電施設です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け営農型太陽光発電施設を設定するものです。なお本件は令和元年に一時転用の許可を受けていましたが、期間が切れることから新たに3年間の一時転用の申請があったものです。

申請番号2番、所在地は大字新郷の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて731平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け駐車場を設置するものです。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字内出の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて7,759平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間です。

以上の1件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により決定とします。

4 報告事項について

議長：報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局：報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、11件の届出がありました。

「報告事項4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、1件の証明をしました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、3件の証明をしました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

以上です。

議長：以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。